

浦安市規則第 89 号

浦安市国民健康保険条例附則第 4 項の規定による新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関する規則の一部を改正する規則

浦安市国民健康保険条例附則第 4 項の規定による新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関する規則（令和 2 年規則第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「に被保険者証を添えて、」を「を」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。